農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

栗東市

1 促進計画の区域(法第6条第2項第1号)

本市の農業振興地域の全域

2 促進計画の目標(法第6条第2項第2号)

(1) 現況

南部に標高 693mの阿星山を最高峰とする金勝連峰より広がる丘陵地帯が市の面積の半分を占めている。金勝・治田地区は、主に金勝川水系に属した山間農地が多く、集落から離れ、狭小で、用水の確保に苦労した農地が多かったため、このような営農条件の悪い農地であったが、昭和56年から平成12年にかけ、農業基盤整備事業に取組み、303.1haの農地は圃場整備され、優良農地の確保がされた。浅柄野地区は、野菜生産団地として昭和23年頃に開拓された農地である。

北部に近江盆地の沖積平野の一部を形成し、北西方向に緩やかに傾斜している。 葉山・大宝地区は、主に野洲川水系に属し、肥沃な農地で古来より良質な米や麦の 生産が農家単位で営まれ、農地は昭和30年以前に約10a単位に区画された農地が多 く、早くから用水と排水が分離されたことにより、農地は高度利用されてきた。

(2) 目標

(1)を踏まえ、「地域ぐるみの共同活動として行なわれる泥上げ・草刈等の取組みを組織的・計画的に行い将来にわたってその的確な実施を確保することを目的とする」、「中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の継続的な実施を推進する」、「自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進しその普及・定着を図ることを目的とする」法第3条第3項第1、2、3号に掲げる3つの事業を、地域に即した効果的な事業を地域毎に推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項(法第6条第2項第3号)

		実施を推進する区域	実施を推進する事業
(1)	<u>本市の農業振興地域</u> <u>の全域</u>	法第3条第3項に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域(法第6条第2項第4号)

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項(法第6条第2項第5号)

中山間地域等直接支払に関する事項は以下のとおり

- (1)対象農用地の基準
 - 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特認地域 金勝村

- イ 対象農用地
 - (ア)急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ)自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ)市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農 用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の 集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持す る上で必要な一団の農用地に限る。)

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能 維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市 長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。